

都市計画証明について

都市計画証明とは

都市計画道路、都市計画緑地等都市施設の計画線や、用途地域地区境界線の位置等、土地についての都市計画に関する証明のことで、

建築確認・許可申請の添付書類としてや、設計の際、建ぺい率・容積率の算出や建築物の構造を決める時に用います。

市では調査の上、提出していただいた図面上に計画線や境界線を記入し、証明として発行しています。

< 添付書類 >

「申請書」のほか、次の図面を添付してください。

- ① 現地案内図 … 周辺の状況がわかるもの
 - ② 公図の写し
 - ③ 現況実測図 … 縮尺1/100～1/300（配置図でも可）
- } 当該地を着色し明示したもの

- * 現況実測図については、測量士、土地家屋調査士又は建築士が作成したもので、作成者氏名を記入してください。
- * 現況実測図には距離を記入してください。距離の記入がない区域の証明はできません。
- * 現況実測図に表示された距離が縮尺どおりの図面を作成してください。
(コピーを添付する時は、提出前に必ず距離を確認してください。等倍コピーでも縮尺がずれる場合がありますのでご注意ください。)
- * 複数の地番にまたがる土地の証明でも、図面を一枚で作成してください。
- * 現地で確認ができるよう、現況実測図に示された境界点については、何の表示があるか(境界石・木杭・ペンキ・ブロック等)わかるように明示してください。

< 提出部数 >

申請書 : 1部

添付図面 : 証明書必要部数+各1部(証明書が1通必要な場合、各2部。)、A4申請折り

- ◎ 申請の際には、図面等を確認後受領します。実測図等の内容によっては証明できない場合がありますのでご注意ください。
- ◎ 公図の写しは、登記所(東京法務局府中支局)又は市役所(課税課にて申請)で発行しています。
- ◎ 職員が申請地に出向き、図面との照合等確認を行いますのでご了承ください。
- ◎ 証明書の発行まで、申請から土・日・祝日を除いて7～10日ほどかかります。

問い合わせ・提出先

都市建設部まちづくり推進課 03(3430)1111 内線2541、2542、2543